

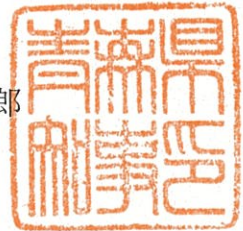


青 県 活 第 7 8 8 号
令 和 7 年 8 月 1 9 日

(写)

青森県青少年健全育成審議会
会 長 田名場 忍 殿

青森県知事 宮下 宗一郎



諮 問 書

次の事項について諮問します。

SNS 等を端緒とした青少年の性的被害への対策について

(諮問理由)

近年、県内においても SNS 等インターネット利用を端緒とした青少年の性的被害や相談が増加傾向にあるところ、令和 5 年に刑法が改正され、16 歳未満への性的グルーミング行為(16 歳未満の者への面会要求行為及びいわゆる「自画撮り」要求行為)に対する規制が設定されることとなりました。

これらの状況を踏まえ、青少年健全育成・青少年保護の観点から県はどのように対策していくべきか、その方向性について意見を求めます。